平成27年度統計法施行状況に関する 審議結果報告書 (平成28年度下半期審議分)

平成29年3月31日 総務省統計委員会

はじめに

平成28年度後半は統計改革に大きな動きが見られた期間だった。平成28年12月に経済財政諮問会議で「統計改革の基本方針」がまとめられ、平成29年2月には統計改革推進会議が設置された。統計委員会は、統計改革の大きな流れを受け止めて積極的に改革に取組ながら、一方で地道な審議活動も続けてきた。

平成28年末には看過できない問題も浮上した。経済産業省の繊維流通統計において改ざん問題が起こり、この統計の質の劣化が明らかになった。また、建築着工統計において発表数値の誤りが発見された。これらの問題は、特定の統計で生じたことではあるものの、公的統計全体に対する国民からの信頼を揺るがしかねないものであることから、統計委員会及び各統計作成機関においては、再発防止に向けて真摯な取組が必要である。そのためには、各機関において適切な業務遂行を徹底することに加え、統計委員会における監査機能の強化などが望まれる。

このような状況の下、平成28年度後半の統計法施行状況に関する審議では、未諮問基幹統計と公的統計の横断的課題についての審議を行った。このうち、未諮問基幹統計の確認の審議では、賃金構造基本統計及び建築着工統計を取り上げた。いずれも重要な統計であり、審議を通じて両統計の改善に資する提言を取りまとめることができたと考える。横断的課題については、横断的課題検討部会及び統計の精度向上及び推計方法改善WGで審議を行い、統計精度向上を目的とするPDCAサイクルの仕組みを構築した。さらに、ビッグデータの活用や多様化するサービス産業の計測に向けた取組の状況について報告を受け、最新の状況と課題などについて情報共有を図ることができたと考える。

平成29年2月には、総務大臣から第Ⅲ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」を一年前倒しで策定するよう諮問が行われ、今後も統計改革の動きは加速していくことが予想される。 大胆な改革を遂行するとともに緻密な審議も継続していきたい。

本報告書の位置付けと構成

統計委員会では、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第55条第2項の規定に基づき総務省が取りまとめた法の施行状況について報告を受け、同条第3項の規定に基づき関係大臣に意見を述べるかを含め、毎年度審議を実施している。

この法施行状況に関する審議では、平成26年度以降、年度後半には、統計委員会発足後、これまで諮問されていない基幹統計(基幹統計調査)について計画的に確認する取組を行ってきた(同取組は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)で統計委員会の重点的な取組として記載)。

今年度後半は、これに加えて、平成28年3月に統計委員会が取りまとめた「平成26年度統計 法施行状況に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」において横断的な課題へ の対応の必要性が提言されたことに基づき、今年度から新たに着手した精度向上の取組の具体 化や学術・民間データの活用などの横断的な課題の検討も行った。

また、本審議と並行して、「経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)」に基づき、経済財政諮問会議において、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、政府の取組方針を平成28年中に取りまとめるための検討が進められた。本審議のうち、特に精度向上の取組などの横断的課題の検討は、政府内での検討と密接に関連する部分があるため、関係する府省の研究会と連携しつつ検討を行った。

本報告書は、平成28年度後半、統計委員会で行ったこのような未諮問基幹統計の確認の審議と横断的な課題の審議の結果を取りまとめたものである。報告書の構成は、「本編」と「資料編」の2編構成となっており、「本編」では、検討の経緯や基本計画部会及び横断的課題検討部会における審議結果等を概括し、「資料編」では、審議において使用された資料を添付している。

また、「本編」のうち、未諮問基幹統計の審議に関する各統計の記述は、①審議の主な論点を点線枠囲みで掲げ、②それに関する議論を記述した上で、③統計作成府省が今後取り組む方向性を提言として実線枠囲みで記載するという構成となっている。横断的な課題についても、審議事項によっては、今後の対応の方向性の提言を行っている。

これら、各統計や横断的な課題に関する提言が確実に実施され公的統計の精度向上などの改善が図られるよう、今後、政府における真摯な取組を統計委員会として強く期待したい。

本報告書の概要

未諮問基幹統計に関する審議

	統計	担当府省	統計委員会が示した方向性
1	賃金構造基本統計	厚生労働省	 ◆労働者数の推計については、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある。 ◆本統計と他の賃金統計(毎月勤労統計)との比較により、本統計の特徴を統計利用者に提供していく必要がある。 ◆調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討する必要がある。 ◆調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。 ◆匿名データについては、匿名化が可能な個人票から提供することについて検討する必要がある。
2	建築着工統計	国土交通省	 ◆補正調査の標本設計について、一定額以上の建築工事は全数調査とするなど標本設計を抜本的に見直す必要がある。 ◆調査票段階における誤りの防止対策を徹底するための方策を検討するとともに、結果に誤りがあった場合は、速やかに遡及訂正する必要がある。 ◆補正調査の目的・名称の見直しを検討する必要がある。 ◆補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある。

横断的課題に関する審議

	課題	統計委員会が示した方針		
1	統計精度に関	平成29年度においては、以下の対応を行うことが必要である。		
	する計画的な	① 標準検査(見える化状況検査)については、全ての基幹統計調		
	検査等を行う	査を対象に実施する。		
	べき課題	② オプション検査については、「統計改革の基本方針」等を踏ま		
		え、以下のア及びイを実施する。		
		ア 「建築着工統計調査」の「補正調査」について、「標本設計」		
		の検査(チェック)を行い、見直し内容を提案する。		
		イ 事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外		
		れ値に関する原則的対応について各府省からヒアリング等を行		
		い、実態を整理する。		
2	学術・民間	◆公共財である調査票情報を利用した研究成果等も、公共財として		
	データの活用	の統計情報と捉え、その公表・報告は原則とすべきである。		
		◆研究成果の情報を閲覧可能にする環境整備に向け迅速に取り組む		
		ことが求められる。		

目 次

		١.	10	_	•
•	7	$\overline{}$	4	旦	. 1
	/-	₽`	ЛУ	ΉН	

\ /-	↑	
I	検討の経緯等	
1	1 経緯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	5
2		
3	3 審議経過	7
Π	未諮問基幹統計に関する審議結果	
1	1 賃金構造基本統計	11
	(1) 確認を行った事項····································	11
	(2) 確認結果	12
2	2 建築着工統計	22
	(1) 確認を行った事項	22
	(2) 確認結果	23
Ш	横断的課題に関する審議結果	
1	l 統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題	31
2	2 学術・民間データの活用	37
3		
_		
	資料編】	
(貨	資料1)第Ⅱ期基本計画のうちの未諮問基幹統計の確認に係る記述箇所の抜粋 (平成 26 年3月 25 日閣議決定)	19
(雀	(平成 20 平 3 月 25 日阁巌伏足) 資料2)未諮問基幹統計の確認に対する取組方針	43
()	(平成 26 年 10 月 20 日第 53 回基本計画部会決定) ····································	44
(資	資料3) 平成27年度統計法施行状況審議(未諮問基幹統計の確認)の検討の流れに	
()/5	ついて (平成 28 年 10 月 11 日第 73 回基本計画部会改定)	49
(貨	資料4) 平成 26~29 年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール (平成 28 年 10 月 11 月第 72 同其大計画部合社室)	ΕO
(徨	(平成 28 年 10 月 11 日第 73 回基本計画部会改定) 資料5)賃金構造基本統計に係る確認すべきポイント(論点)	50
()	(平成 28 年 12 月 16 日第 74 回基本計画部会資料)	51
(資	資料6)賃金構造基本統計について	
	(厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室)	
<i>(\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\</i>	(平成 28 年 12 月 16 日第 74 回基本計画部会資料)	·· 53
()	資料7)建築着工統計に係る確認すべきポイント(論点) (平成 28 年 12 月 16 日第 74 回基本計画部会資料)	68
(省	(十成 26 年 12 月 10 日第 74 回塞平司画品云真科) ************************************	00
٠,۶٠	(国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	
	(平成 28 年 12 月 16 日第 74 回基本計画部会資料)	70
(資	資料9)横断的課題検討部会において平成28年度後半に審議する事項について(案)	
	(平成 28 年 10 月 11 日第 4 回横断的課題検討部会資料)	75

	IU)	学術・民間データの活用について	
		(平成 28 年 11 月 18 日第 5 回横断的課題検討部会資料)	76
(資料	11)	統計精度向上の取組の具体化について(平成28年11月10日 統計委員会)	
		(※内閣府「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会	
		(第3回)」に宮川WG座長から報告した資料)	
		(平成 28 年 11 月 18 日第 5 回横断的課題検討部会資料)	77
(資料	12)	学術・民間データの活用について(案)	
		(平成 28 年 12 月 16 日第 6 回横断的課題検討部会資料)	79
(資料	13)	統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループの設置について	
		(平成28年9月30日第1回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	80
(資料	14)	統計精度向上及び推計方法改善WGで取り扱う検討内容等について	
		(平成28年9月30日第1回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	82
(資料	15)	当面のWGの検討の進め方(案)	
		(平成28年9月30日第1回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	85
(資料	16)	統計精度向上の取組の具体化に向けて~統計精度に関する検査について~	
		(平成28年10月28日第2回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	86
(資料	17)	経済統計の理想と現実 どうあるべきか、どう読み解くか	
		(㈱第一生命経済研究所 経済調査部 首席エコノミスト 永濱 利廣)	
		(平成28年11月24日第3回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	98
(資料	18)	統計の精度に関する論点と今後の改善の方向性について	
		(三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ 景気循環研究所	
		シニアエコノミスト 宮嵜 浩)	
		(平成28年11月24日第3回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	107
(資料	19)	検査事項の精査について(案)	
		(平成28年12月22日第4回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	12
(資料	20)	検査の試行について(案)	
		(平成28年12月22日第4回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
		グループ会合資料)	116
(次火业)	21)	平成29年度からの本格運用に向けて(案)	
(貝付		1/90 = 1/200 3 2 1 1 1 1 2 7 10 1 1 7 1 7 1	
(貝付		(平成28年12月22日第4回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
(資材		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	117
	22)	(平成28年12月22日第4回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	117
	22)	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング グループ会合資料)	117
	22)	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	l 17 l 20
(資料	·	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 回収状況検査の見直し	
(資料	·	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料)	
(資料	·	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 回収状況検査の見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	
(資料	23)	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 回収状況検査の見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	120
(資料	23)	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 回収状況検査の見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 見える化状況検査 試行検査結果 (暫定値) (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 見える化状況検査 試行検査結果 (暫定値) (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	120
(資料 (資料	23) 24)	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 回収状況検査の見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 見える化状況検査 試行検査結果 (暫定値) (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 1	120
(資料 (資料	23) 24)	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 回収状況検査の見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 見える化状況検査 試行検査結果 (暫定値) (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 見える化状況検査 試行検査結果 (暫定値) (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング	120
(資料 (資料	23) 24)	(平成 28 年 12 月 22 日第 4 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 統計精度に関する情報開示基準見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 回収状況検査の見直し (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 見える化状況検査 試行検査結果 (暫定値) (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料) 1 1	120 122

(資料 26) 他統計との乖離分析(オプション検査)に類似する取組・論文等 (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング
グループ会合資料) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
グループ会合資料) … 13 (資料 28) 各種シミュレーション検査 (オプション検査) に類似する取組・論文等 (平成 29 年 2 月 1 日第 5 回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキング
グループ会合資料)
グループ会合資料) … 135 (資料 30) 小巻審議協力者提出資料 (平成 29 年 2 月 23 日第 76 回基本計画部会・第 8 回横断的課題検討部会 資料) … 136
(資料 31) 飯塚審議協力者提出資料 (平成 29 年 2 月 23 日第 76 回基本計画部会・第 8 回横断的課題検討部会 資料)
(資料 32) 林田審議協力者提出資料 (平成 29 年 2 月 23 日第 76 回基本計画部会・第 8 回横断的課題検討部会 資料)
(資料 33) 消費関連指標へのビッグデータの活用に向けた取組について (総務省統計局提出資料) (平成 29 年 3 月 21 日第 77 回基本計画部会・第 9 回横断的課題検討部会 資料)
(資料 34) ビッグデータを活用した新指標開発の概要 (経済産業省提出資料) (平成 29 年 3 月 21 日第 77 回基本計画部会・第 9 回横断的課題検討部会
資料) 15 (資料 35) 「サービス統計再構築に関する調査研究」報告書 概要版(案) (平成 29 年 3 月 21 日第 77 回基本計画部会・第 9 回横断的課題検討部会
資料)
【参考URL】 (1) 平成27年度 統計法施行状況報告 (平成28年6月30日総務省)

【本編】

I 検討の経緯等

1 経緯

第Ⅲ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)においては、統計委員会が法第55条第3項の規定に基づき重点的に実施する事項が加えられた。その一つとして、未諮問基幹統計の確認が掲げられ、平成26年度からその取組が開始された。

また、平成28年3月に取りまとめた「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書 (未諮問基幹統計確認関連分)」に基づき、平成28年4月に横断的課題検討部会を設置し、 公的統計に共通する横断的な課題についても、法施行状況審議の一環として検討が開始され た。

平成28年度下半期の法施行状況審議では、これら、未諮問基幹統計の確認と、横断的課題のうち統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題と一般的な課題の検討が行われた。

2 審議の進め方

(1) 未諮問基幹統計の確認

平成28年度の審議は、平成26年度の基本計画部会で決定した「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」及び「平成26~29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール」(以下「確認スケジュール」という。)に基づき、平成28年6月及び10月の第69回及び第73回基本計画部会において、具体的な審議の進め方、審議の検討の流れ及び確認スケジュールを決定し、それに基づいて行った¹。

1) 審議体制及び審議対象

平成28年度の審議では、基本計画部会において、審議対象となる統計ごとに、中心となって取りまとめを行う主査を委員の中から部会長が指名して審議を行った。

審議対象となる統計については、賃金構造基本統計及び建築着工統計の2統計を選択し、 確認を行った²。

具体的な審議対象及び取りまとめを行う主査委員は、以下のとおりである。

審議対象	取りまとめ主査
賃金構造基本統計	河井委員
建築着工統計	中村委員

2) 審議の進め方及び審議結果の取りまとめ等

「平成27年度統計法施行状況審議(未諮問基幹統計の確認)の検討の流れについて」 (平成28年10月11日基本計画部会改定)に基づき、平成28年12月の基本計画部会において 具体的な審議を行った。

審議結果については、前年度の法施行状況報告審議の一つとして、3月に結果報告を取

¹ 詳細は、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針(平成26年10月20日基本計画部会決定)」(資料2)、「平成27年度統計法施行状況審議(未諮問基幹統計の確認)の検討の流れについて(平成28年10月11日基本計画部会改定)」(資料3)及び「平成26~29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール(平成28年10月11日基本計画部会改定)」(資料4)を参照。

² 平成26年度に決定したスケジュールでは、牛乳乳製品統計(農林水産省)及び個人企業経済統計(総務省)を今年度に、作物統計(農林水産省)を平成29年度に審議する予定であったが、別途諮問されて審議した(諮問される予定となった)ため、未諮問基幹統計の確認対象から除外することとなった。

りまとめて公表することとした。

(2) 横断的課題の検討

平成28年度下半期の審議は、平成28年9月30日の第1回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ(以下「WG」という。)会合で提示された「統計の精度向上及び推計方法改善WGで取り扱う検討内容等について」及び10月11日の第4回横断的課題検討部会で決定した「横断的課題検討部会において平成28年度後半に審議する事項について」に基づいて行った³。

1) 審議体制及び審議事項

公的統計に関する横断的な課題のうち、一般的な課題は横断的課題検討部会で審議し、統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題は統計の精度向上及び推計方法改善WGを設置して審議することとした。具体的には、平成28年度下半期は以下の4事項を審議することとなった(①は統計の精度向上及び推計方法改善WGで、②~④は横断的課題検討部会本体で検討)。

- ①統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題
- ②ビッグデータの活用に向けた取組
- ③学術・民間データの活用
- ④多様化するサービス産業の計測に向けた取組

【統計の精度向上及び推計方法改善WGの構成員】

委員 宮川委員(座長)、北村委員、西郷委員

審議協力者 椿 広計(筑波大学名誉教授)

永濱 利廣(株式会社第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミスト) 宮嵜 浩 (三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社景気循環研究所シニアエコノミスト) (※宮嵜審議協力者は第3回会合(ニーズ把握)のみ参加)

2) 審議の進め方及び審議結果の取りまとめ等

審議は、上記の「横断的課題検討部会において平成28年度後半に審議する事項について」 で決定したスケジュールに沿って行うこととした。

特に、統計の精度向上及び推計方法改善WGで検討することとされた統計改善のためのPDCAサイクルの仕組み作りについては、専門的な知見を持つ審議協力者も参加し、PDCAサイクルの全体像、検査事項、検査基準、統計のステークホルダーのニーズ把握、試行検査、検査計画の順に、平成29年度からの本格的実施に向けた具体化の検討を行うことになった。また、本事項は、経済財政諮問会議で取りまとめる経済統計改善の政府方針にも密接に関わることから、同会議の事務局である内閣府が開催する「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」で統計の精度向上及び推計方法改善WGの検

³ 詳細は、「統計精度向上及び推計方法改善WGで取り扱う検討内容等について(平成28年9月30日第1回統計の 精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合資料)」(資料14)、「横断的課題検討部会において平成28年度 後半に審議する事項について(平成28年10月11日横断的課題検討部会決定)」(資料9)を参照。

討状況を説明するなど、同研究会と連携しながら検討を進めることになった。

審議結果については、前年度の法施行状況報告審議の一つとして、(1)の未諮問基幹統計の確認結果と併せて、3月に報告書を取りまとめて公表することとした。

3 審議経過

上記「2」の審議の進め方に沿って、基本計画部会、横断的課題検討部会、統計の精度 向上及び推計方法改善WGで審議を行い、その結果を、平成29年3月21日の第77回基本計 画部会・第9回横断的課題検討部会(合同部会)に、審議結果報告書(案)の形で提示し、 統計委員会の審議結果報告書として決定した。

具体的な審議経過は、以下のとおりである。

<未諮問基幹統計に関する審議>

平成28年

6月30日 第98回統計委員会において、総務大臣から統計委員会に対し、「平成27 年度統計法施行状況報告」が提出 第69回基本計画部会において、審議の進め方の一部として「未諮問基幹 統計の確認に関する具体的な審議の進め方について」を決定

10月11日 第73回基本計画部会において、「平成26~29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール」を改定、「平成27年度統計法施行状況審議(未諮問基幹統計の確認)の検討の流れについて」を決定

12月16日 第74回基本計画部会において、賃金構造基本統計及び建築着工統計を確認

平成29年

1月27日 第75回基本計画部会(第7回横断的課題検討部会との合同部会)において、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度下半期審議分)」の構成(案)を審議

2月23日 第76回基本計画部会(第8回横断的課題検討部会との合同部会)において、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度下半期審議分)」(案)のうち、未諮問基幹統計部分を取りまとめ

3月21日 第77回基本計画部会(第9回横断的課題検討部会との合同部会)において、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度下半期審議分)」(案)を提示し、統計委員会の審議結果報告書として決定

<横断的課題に関する審議>

平成28年

9月23日 第2回横断的課題検討部会(書面審議)において、統計の精度向上及び 推計方法改善ワーキンググループ(WG)を設置

9月30日 第1回統計の精度向上及び推計方法改善WG会合において、WGで取り 扱う検討内容等、当面のWGの検討の進め方を決定

- 10月11日 第4回横断的課題検討部会において、同部会で平成28年度後半に審議する事項を決定
- 10月28日 第2回統計の精度向上及び推計方法改善WG会合において、統計精度に 関する検査の案を提示し議論、「経済財政運営と改革の基本方針2016 (骨太方針)」への対応として本WGでの検討状況を内閣府の「より正 確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」で説明すること を了承
- 11月18日 第5回横断的課題検討部会において、学術・民間データの活用について 議論、統計の精度向上及び推計方法改善WGの検討状況について報告
- 11月24日 第3回統計の精度向上及び推計方法改善WG会合において、統計のステークホルダーのニーズ把握の一環として、政策担当部局、民間エコノミストと意見交換
- 12月16日 第6回横断的課題検討部会において、学術・民間データの活用に関する 今後の方針を了承
- 12月22日 第4回統計の精度向上及び推計方法改善WG会合において、検査事項の 精査、試行検査の考え方、平成29年度からの本格運用に向けた検査対象 統計の考え方等について議論

平成29年

- 1月27日 第7回横断的課題検討部会(第75回基本計画部会との合同部会)において、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度下半期審議分)」の構成(案)を審議
- 2月1日 第5回統計の精度向上及び推計方法改善WG会合において、統計精度に 関する検査事項の精査結果、試行検査の結果、平成29年度からの本格運 用について審議
- 2月16日 第6回統計の精度向上及び推計方法改善WG会合において、平成29年度 の検査計画(案)の取りまとめ
- 2月23日 第8回横断的課題検討部会(第76回基本計画部会との合同部会)において、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度下半期審議分)」(案)のうち、「学術・民間データの活用」の部分の取りまとめ、統計のステークホルダーとの意見交換、平成29年度の検査計画の決定
- 3月21日 第77回基本計画部会(第9回横断的課題検討部会との合同部会)において、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度下半期審議分)」(案)を提示し、統計委員会の審議結果報告書として決定
 - 同部会で、ビッグデータの活用に関する府省の取組、多様化するサービス産業の計測に関する研究の中間報告についての情報共有
- (注) 基本計画部会、横断的課題検討部会、統計の精度向上及び推計方法改善WGでの議事の詳細は、統計委員会ホームページを参照されたい。

[基本計画部会]

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kihon/kaigi.html [横断的課題検討部会、統計の精度向上及び推計方法改善WG]

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/oudan/kaigi.html

Ⅱ 未諮問基幹統計に関する審議結果

1 賃金構造基本統計

賃金構造基本統計(以下この節において「本統計」という。)は、主要産業に雇用される 労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、 勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として厚生労働省政策統括官(統計・情 報政策担当)(以下この節において「厚生労働省」という。)が作成している基幹統計であ る。

本統計の利活用は多岐にわたっており、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されるほか、最低賃金の決定や労災保険の給付額算定の資料として、また、雇用、労働に係る国の政策検討の基礎資料として用いられている。

なお、平成16年12月10日の統計審議会における答申(以下この節において「前回答申」という。)以降、同審議会及び統計委員会に対し、本統計を作成するための基幹統計調査である賃金構造基本統計調査(以下この節において「本調査」という。)の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

(1) 確認を行った事項

基本計画部会では、委員から提出のあった確認要望事項も踏まえ、資料5のとおり確認すべきポイントを設定した上で、以下のとおりアからエの4項目に大別して確認を行った。

ア 統計の精度 向上に向けた 取組	 標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組 推計方法(特に労働者数)の改善に向けた取組 バイアス(賃金水準)のチェック(他の賃金統計との比較、乖離の要因分析) 実査上の課題(回収率の現状と回収率の向上に向けた取組、調査方法、調査機関の現状と改善)
イ 調査事項の 見直し	・ 社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえた調査事項の見直しの必要性 (調査対象職種、学歴区分)・ 単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更する余地
ウ 調査結果等 の利活用の向 上	・ 平成17年調査の見直しによる平均賃金等の断層の検証状況・ 調査結果の公表内容の充実・ 公表の更なる早期化の余地・ 匿名データの提供に関する方針と今後の取組
エ 前回答申の 「今後の課題」への対応	 派遣労働者の実態把握の方法等についての検討 常用労働者数により把握されている企業規模のより的確な把握 退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査手法、集計事項等の検討 雇用・就業形態の多用化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討

(2) 確認結果

ア 統計の精度向上に向けた取組

(ア) 標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組

(主な論点)

・ 母集団情報、標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、調査結果の推計方法 について、現状と分かりやすく情報提供するための取組の状況はどうか。

(資料6 p.53 参照)

統計が正しく理解され、利用されるためには、標本設計、推計方法等に関する情報を統計利用者に分かりやすく提供することが必要である。

本調査は、母集団情報として事業所母集団データベースを利用しており、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法により調査対象事業所及び労働者を抽出している。また、常用労働者の1人平均所定内給与額について目標精度を設定し、基本的に、都道府県、産業及び企業規模別に標準誤差率が5%以内になるように調査対象事業所数を決定している。

調査結果の推計値については、平均所定内給与額等は個々の調査した労働者の所 定内給与額等を復元倍率 ⁴で加重平均して推計しており、労働者数は調査した労働者 の数に復元倍率を乗じて推計している。

厚生労働省は、これらの情報をウェブサイト上に掲載しており、また、平成 23 年 調査から、調査報告書の利用上の一般的注意に、労働者数は加重平均により給与額等 を算定する際に用いるものであることを明記するなど、統計利用者への利便性の向上 を図っている。

しかしながら、標本設計に関する詳細な情報は、統計利用者にとって有用な情報であるが、本調査の各層の抽出率や標本規模は公表されていないことから、今後、何らかの方法で統計利用者に提供することについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

・ 本調査に係る標本設計に関する詳細な情報は、本統計が正しく理解された上で、適切に利用されるために有用な情報であることから、現在公表されていない各層の抽出率や標本規模について、ウェブサイト上に掲載するなど、統計利用者への提供についてさらに進めていくことが必要である(可能なものから順次実施)。

⁴ 復元倍率は、調査対象である労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたものである。

(イ) 推計方法(特に労働者数)の改善に向けた取組

(主な論点)

- ・ 労働者数の推計値は、他の統計に比べてどのような特徴があるか。現在の推計 方法にどのような問題があるか。
- ・ 未回収率を考慮した抽出率調整の導入について、どのように考えているか。
- ベンチマーク(経済センサスなど)によるチェック及び調整は可能か。

(資料6 p.54~56 参照)

質の高い統計を作成するためには、母集団情報に正しく復元できる推計方法を採用することが重要である。

本統計と各種統計 5の労働者構成を性別、学歴別、産業別、年齢階級別に比較すると、一部に乖離が生じている。また、本統計と労働力統計及び毎月勤労統計の労働者の対前年増減率を比較すると、マイナスとプラスが逆転する年があるなど、大幅な乖離が生じている。さらに、本統計の労働者数と経済構造統計及び母集団情報である事業所母集団データベースの労働者数を比較すると、いずれも本統計の労働者数が大幅に下回っていることが判明した。これらの要因として、厚生労働省は、本統計の労働者数の推計に当たって、回収率を考慮していないことなどを挙げている。

これを解決するためには、近年7割台で推移している回収率を100%に近づけていくことが必要であるが、直ちに回収率を向上させることは困難と考えられる。そこで、次善の方策として本統計の労働者数の推計に当たって、回収率を考慮することにより、母集団情報の労働者数などと近い水準になることが期待できる。これについて、厚生労働省は、推計方法を変更した場合、復元倍率が回収率により変動するため、賃金額等の集計値に与える影響等を検証した上で、推計方法の変更について検討したいとしている。

本統計の労働者構成や労働者の対前年増減率、さらに労働者数については、他の統計に比べ乖離が生じている現状からすると、こうした推計方法の見直しによって、推計精度の改善が期待できることから、労働者数の推計については、必要な検証を行った上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある。

また、本統計の推計方法では、回収率が低い場合、母集団情報の労働者数よりも少なく推計されることから、本統計が適切に利用されるためには、企業規模別、産業別などの回収率の情報が重要である。このため、これらの情報を統計利用者に提供することについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 労働者数の推計については、集計値に与える影響等を検証した上で、回収率を 考慮した推計方法に変更する必要がある(統計委員会への諮問時期までに結 論)。
- ・ 企業規模別、産業別などの回収率の提供について検討が必要である(平成 29 年度から検討)。

⁵ 各種統計は、経済構造統計(経済センサスにより作成される統計)、就業構造基本統計、労働力統計、毎月勤労 統計を指す。

(ウ) バイアス (賃金水準) のチェック (他の賃金統計との比較、乖離の要因分析)

(主な論点)

・ 他の賃金統計(毎月勤労統計)との比較により、本統計の賃金水準にバイアス はみられるか。賃金水準に乖離が生じている場合、どのような要因が考えられる か。

(資料6 p.57~58 参照)

統計の特徴を明らかにし、統計利用者に利用する際の注意点などを周知するためには、類似する他の統計と比較し、乖離の要因分析を行うことが有効である。

本統計と毎月勤労統計は、調査対象の事業所規模や公営事業所の扱いが異なっているため、両統計を正確に比較することは困難 6であるが、こうした条件の下で一般労働者の賃金水準を比較すると、年によってバラツキがあるものの、本統計の賃金の方がやや低くなる傾向がある。また、一般労働者の所定内給与額の対前年増減率を比較すると、本統計の方が振幅は大きい傾向にある。これらの要因として、厚生労働省は、動態調査である毎月勤労統計調査では、標本事業所を一定期間固定する等の措置がなされているのに対して、構造調査である本調査では、平成 21 年以降、標本事業所の抽出を毎年行っていることが考えられるとしている。

このように、他の賃金統計と賃金水準を比較することにより、本統計の特徴が明らかになり、統計利用者の本統計への理解が深まるとともに、利用する際に注意すべき点が周知できることなどから、こうした特徴を統計利用者に提供していく必要がある。

また、より正確な統計間の比較を行うためには、各統計の調査対象範囲を揃えて比較することが必要である。さらに、本統計は賃金の構造を詳細にみる構造統計である一方で、毎月勤労統計は景気の動向をみる動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本統計と他の賃金統計(毎月勤労統計)との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。 (可能なものから順次実施)
- ・ 本統計は構造統計であり、毎月勤労統計は動態統計であるので、こうした役割 等の違いを統計利用者に提供していく必要がある(順次実施)。

⁶ 本調査は常用労働者 5~9人の民営事業所は企業規模が常用労働者 5~9人の事業所のみを対象とし、公営事業所は地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第3号に規定する地方公営企業等及び行政執行法人の労働関係に関する法律第2条第1号に規定する行政執行法人の事業所を対象としている。毎月勤労統計調査は常用労働者5人以上の全ての民営・公営事業所を対象としている。

(エ) 実査上の課題

(主な論点)

- ・ 近年の回収率はどのような状況か。また、回収率の向上を図るため、どのよう な対策が講じられてきたか。
- ・ 調査方法、調査機関は、実査上どのような問題があるか。オンライン調査、郵 送調査の導入の方向性はどうか。
- ・ 本社一括調査など、調査対象事業所の負担軽減、回収率の向上方策が検討・実施されているか。

(資料6 p.59 参照)

限られた統計リソースの中で、統計の精度向上を図るためには、報告者負担の軽減 や調査の効率化などの方策を講ずるとともに、統計への理解を深めることが重要であ る。

(回収率の現状と回収率の向上に向けた取組)

本調査の平成23年から27年までの回収率をみると、事業所回収率は7割台であるが、若干上昇傾向にある。また、労働者回収率 7はほぼ100%となっている。厚生労働省は、回収率の向上を図るため、①平成18年調査から、同省のウェブサイト上にエクセル形式の調査票を掲載、②平成20年調査から、調査不能となった事業所について、あらかじめ準備しておいた予備名簿から補充調査を実施、③平成23年調査から、改廃が多く発生する小規模事業所に対して、協力依頼はがきを送付、④平成25年調査から、同省のウェブサイト上に記入要領、事業主向けQ&Aを掲載するなどの取組を行っている。

こうした厚生労働省の取組により回収率が一定程度向上したと考えられる。今後 も、推計精度を向上させるためにも、様々な方法を活用して回収率の向上に努める必 要がある。

(調査方法、調査機関の現状と改善)

本調査は、都道府県労働局、労働基準監督署(以下「各労働局等」という。)を経由する調査員調査で実施されており、データ審査、集計及び結果表の作成は、独立行政法人統計センターが行っている。

厚生労働省は、本調査の実査上の課題として、①労務管理の本社集中化が進んでおり、調査対象事業所から本社に調査票を送付し、本社が調査票を作成するといった非効率なケースが増加していること、②調査を効率化するためには、オンライン調査が有効であるが、各労働局等で調査の進行管理を行っているため、全国的なオンラインシステムの導入が必要であること、③各労働局等の職員が減少しており、督促や疑

-

⁷ 労働者回収率は、回答常用労働者数÷ (事業所の常用労働者数×常用労働者数の抽出率)で求めたものである。 労働者の抽出は、厚生労働省が指定した抽出率により、調査対象事業所が行っており、規模の小さい事業所では、 労働者を抽出せずに全労働者を回答している事業所も存在するため、労働者回収率が 100%を上回っている。

義照会が十分にできず、有効回答率が低下していることを挙げている。また、これらの課題に対応するには、調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査を導入することが必要としている。

本調査は、各労働局等を経由する調査員調査で実施されているが、上記のとおり様々な課題があることから、調査対象事業所の負担軽減や調査の効率化を図るため、調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの導入について検討が必要である。

その際には、報告量の多い調査対象事業所に配慮し、オンライン調査に限定するのではなく、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- 今後も様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある(継続実施)。
- ・ 調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査 などの調査の効率化について検討が必要である。その際には、電子媒体を含めた 電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。(統計委 員会への諮問時期までに結論)

イ 調査事項の見直し

(主な論点)

- ・ 社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項(調査対象職種、学歴区分)の 見直しが必要ではないか。
- ・ きまって支給する現金給与総額などは単月の調査事項のため、調査結果に振れ が生じている可能性があることから、調査対象期間を年や四半期に変更する余地 はないか。

(資料6 p.60 参照)

社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえた有用な統計を作成するためには、調査事項の不断の見直しが重要である。

(調査対象職種、学歴区分の見直し)

本調査の調査対象職種は、直近に見直しが行われた平成17年調査から10年以上が経過し、この間の統計間比較のニーズの高まりや、労働移動の活発化、職務に基づく賃金体系の拡大といった変化を背景とした職種別賃金把握のニーズの高まりなどに的確に対応していくことが必要となっている。

また、本調査の学歴区分は、大学・大学院卒が一つの区分となっているが、労働者に占める大学院卒業者の増加を背景に、見直しが必要となっている。

厚生労働省は、これらのニーズに対応するため、調査対象職種について、①統計基

準である日本標準職業分類と整合的な区分に見直すこと、②全職業を網羅すること、 ③新職種は、日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とし、現行の職種との 接続性、労働者数、政策の検討、行政運営等のための必要性等を勘案して、必要に応 じて細分化又は統合するといった見直しを検討している。また、学歴について、大学 卒と大学院卒に区分することを検討している。

本調査は平成 17 年調査以降、調査事項の見直しは行われていないが、調査対象職種や学歴については、厚生労働省が進めている見直しを引き続き進める必要がある。

一方で、職種については、中分類では人数が多い職種があることから、さらに細かく分類すること、幅広い職種が適切に調査できるようにすること、また、学歴については、正社員の短時間勤務が制度化されていることなどから、短時間労働者についても学歴を把握することが望ましいとの意見があった。

今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。

(単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更する余地)

本調査は、労働者の属性ごとに賃金等を把握する構造調査である。厚生労働省は、その目的を達成するため、労働者の個人ごとに毎年6月分の賃金、実労働日数、実労働時間数を調査している。このため、これらの調査事項について、調査対象期間を年や四半期にすると、①12 か月分又は3か月分の合算した合計値を記入させることになり、報告者の著しい負担増となること、②調査対象期間中に雇用形態、就業形態、役職や職種などが変わる労働者が増加することで、属性別の賃金額等が不正確になるおそれがあること、③調査方法を変更することで、過去調査との接続ができなくなり、時系列でみることが困難となること、④年で調べる場合、現在よりも公表が遅れ、統計利用者に不都合が生じる可能性があることから、慎重な検討が必要としている。

こうした多くの課題があることから、単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、慎重に検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- 本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。(継続実施)
- ・ 単月(6月分)の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、本調査の目的に鑑みると、多くの課題があることから、慎重に検討する必要がある(平成29年度から検討)。

ウ 調査結果等の利活用の向上

(主な論点)

- ・ 平成 17 年調査から、雇用形態や就業形態の区分が変更となったが、これらの 変更により平均賃金等に断層は生じていないか。
- ・ 産業別の分布表について、調査結果を拡充できないか。
- 調査結果の更なる公表の早期化は可能か。
- ・ 今後の匿名データの提供に関して、調査実施者の基本的な考え方及び今後の取 組の方向性はどうか。

(資料6 p.61~64 参照)

統計の利活用を向上させるためには、利用者ニーズ等に沿った統計を速やかに提供するとともに、二次利用など様々な利用形態に対応した統計データを提供することが重要である。

(平成17年調査の見直しによる平均賃金等の断層の検証状況)

本調査は、平成 17 年調査から、雇用形態を常用労働者と臨時労働者に区分し、さらに、常用労働者を正社員・正職員、正社員・正職員以外、雇用期間の定めの有無に区分している。また、就業形態のパートタイム労働者を短時間労働者に名称変更している。

厚生労働省は、こうした変更の影響を検証するため、①平成 16 年と平成 17 年の賃金額を比較したところ、一般労働者については大きな変化はないが、短時間労働者については、増加幅がやや大きくなっていること、②平成 16 年と 17 年の一般労働者の分布を比べると、平成 17 年の方が全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が増加していること、③平成 16 年と 17 年の短時間労働者の分布を比べると、平成 17 年の方が全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が減少する一方、賃金の高い労働者の割合が増加していることが判明した。

これらの要因として、厚生労働省は、調査対象に臨時労働者を追加したことにより、特に短時間労働者が正確に把握されるようになったこと、また、常用労働者を正社員・正職員、正社員・正職員以外に区分したことにより、契約社員や短時間正社員などが正確に区分されるようになったことを挙げている。

このように、平成 17 年調査の見直しによって労働者の雇用形態や就業形態がより正確に把握できるようになったことにより、平均賃金等に何らかの影響を与えたと考えられる。

今後も調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、統計利用者に提供する必要がある。

(調査結果の公表内容の充実、公表の更なる早期化)

本調査は、7月に調査が実施され、翌年2月に全ての結果表が政府統計の総合窓口に掲載されている。また、翌年6月には、これらの結果表に標準誤差率を加えた調査報告書が刊行されている。こうした中で、産業別の分布表を充実することについて、

厚生労働省は、結果表の確定から公表までの3週間程度で、公表する全ての統計表を 作成、確認することが必要であるため、結果表を増やすには、公表時期を遅らせなければ困難としている。今後、新たな分布表については、オーダーメード集計で対応で きるよう関係機関と協議すること、利用者ニーズを踏まえて結果表のスクラップアン ドビルドを検討することとしている。

また、公表の更なる早期化については、上記のとおり現行の処理体制では困難なことから、厚生労働省は、各労働局等を経由している現行の調査方法を見直すことによる実査期間の短縮化、オンライン調査の実施によるデータ入力期間の短縮化が図れないか検討することとしている。

こうした検討は、結果表の充実を図りつつ、公表の更なる早期化を図るといった双 方の課題に対応するものと評価できる。引き続き、利用者ニーズ等を踏まえ、新たな 分布表についてオーダーメード集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化 による公表の更なる早期化について検討する必要がある。

(匿名データの提供に関する方針と今後の取組)

本調査は、事業所票と個人票から構成されており、事業所を対象とする調査ではあるが、調査対象事業所内で労働者のリサンプリングなどを行えば、個人票データは実質的に世帯標本調査と同等のデータとなると考えられる。

現在の結果表では、「きまって支給する現金給与額」等に関する基本的な集計結果は公表されているものの、その内訳や労働者の属性のより詳細なクロス集計結果などは公表されていない。本調査の個人票データは、他の統計調査では得られない詳細な賃金等の個別データの貴重な情報源であり、労働経済など各種の研究・分析に極めて有用と考えられることから、個人票に関する匿名データを作成する必要性は高いと言える。しかし、賃金構造を詳細に分析するためには、都道府県、産業、企業規模などの情報が必要となるが、こうした事業所票の情報を付加した場合、他の事業所・企業系の調査と同様に、比較的容易に労働者の所属する企業が特定されるおそれがある。

このように、本調査においても、事業所、企業が特定されやすいという他の事業所・企業系の調査と同様な課題があるため、厚生労働省は、有用な匿名データを作成するためには、例えば、都道府県に代わる地域情報をどのように提供するか等の研究や、利用者ニーズ等を踏まえた匿名データの作成の必要性について検討が必要としている。

また、事業所・企業系の調査の匿名データについては、政府統計において提供実績がなく、秘匿措置などの技術的な手法が確立していないなど解決すべき問題もある。

こうした課題はあるが、事業所コードなど個別識別子を削除し、事業所内でサンプリングを行う、地域や産業の情報を大括りにするなどの対応により、企業が特定されるリスクは相当程度低下すると考えられるので、利用者ニーズと秘密保護のバランスを考慮することによって、特に個人票データについては、有用な匿名データを作成することは十分可能と考えられる。このため、本調査の匿名データについては、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて、前向きに検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供する必要がある(次回見直し時から実施)。
- ・ 利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメード集計や本調査 の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討 する必要がある(継続実施)。
- ・ 匿名データについては、政府全体での検討状況を踏まえつつ、まずは匿名化が 可能な個人票から提供することについて検討する必要がある(平成 29 年度から 検討)。

エ 前回答申の「今後の課題」への対応

(主な論点)

- ・ 本調査は、直接雇用されている者を調査の対象としているが、間接雇用である 派遣労働者の実態把握の方法等について、検討の状況はどうか。
- ・ 常用労働者数により把握されている企業規模に派遣労働者数を加えるなど、より的確な企業規模の把握について、検討の状況はどうか。
- ・ 退職給付の一部を賃金へ上乗せするなど、退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査手法、集計事項等の検討の状況はどうか。
- ・ 雇用・就業形態の多用化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえた検討の状況はどうか。

(資料6 p.65~67 参照)

(派遣労働者の実態把握の方法)

厚生労働省は、本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者数を把握することは調査負担が過大となること、派遣先の事業所では派遣労働者の賃金は把握できないことから、派遣労働者の実態については、本調査ではなく、派遣労働者実態調査®で把握しており、今後も同調査で把握することとしている。

これについては、本調査で派遣労働者の賃金を把握することは困難と認められ、派遣労働者実態調査で賃金等の実態が把握されていることから、本調査で派遣労働者の実態把握を見送ることはやむを得ない。

(企業規模の的確な把握)

厚生労働省は、①本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者数を把握することは、調査負担が過大となること、②同省において、本調査と経済センサス-基

⁸ 厚生労働省が実施する一般統計調査であり、派遣労働者の就業の有無や派遣先での就業中の賃金、派遣労働による 年間収入などが把握されている。

礎調査をマッチングし、派遣労働者を含めた企業規模の試算値と、従来の常用労働者による企業規模の集計値について平均賃金、労働者数を比較したところ、大きな差違はみられなかったこと、③経済センサス-活動調査などの調査でも、企業規模は派遣労働者を含まない常用労働者数を用いて集計されていることから、本調査の企業規模は従来どおり常用労働者数により把握したいとしている。

これについては、事業所調査で企業全体の派遣労働者数を把握することは報告者負担が増加することや、他の事業所・企業統計との比較可能性等を勘案すると、現行どおり常用労働者数で企業規模を把握することはやむを得ない。

(退職制度の見直しが賃金に与える影響を計量的に捉える調査手法等の検討)

厚生労働省は、平成25年就労条件総合調査%によると、過去3年間に退職一時金を縮小又は廃止し、毎月の給与を拡大した企業の割合は0.0%であり、退職制度の見直しが賃金に与える影響は極めて軽微と考えられることから、調査事項の見直しは行わないこととしている。

これについては、退職給付の一部を賃金に上乗せするなどの退職制度の見直しについては、現時点では賃金に与える影響はほとんどないことから、現行どおり本調査で把握しないことは適当である。

(「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討)

厚生労働省は、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を検討する過程において、本調査の「正社員・正職員」の概念については事業所・企業における処遇に基づく区分として整理されたことから、引き続き「正社員・正職員」として把握することとしている。また、同ガイドラインに沿って、常用労働者の定義を変更することとしている。

これらの対応については、同ガイドラインに沿ったものであり、また、本調査は常用労働者の内訳区分として、雇用期間を有期と無期に区分して把握しており、より客観的な指標であることから、適当である。

_

⁹ 厚生労働省が実施する一般統計調査であり、賃金制度、退職金制度については5年に一度のローテーション項目 として把握されている。

2 建築着工統計

建築着工統計(以下この節において「本統計」という。)は、全国における建築物(住宅を含む。)の着工状況(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額等)を建築物の構造等に分類して把握し、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的として国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室(以下この節において「国土交通省」という。)が作成している基幹統計である。

本統計は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第15条第1項に基づき、建築主から都道府県知事に提出された建築工事届(延べ床面積10㎡を超えるもの)の情報を建築着工統計調査(以下この節において「本調査」という。)で収集することにより作成されたものである。

本調査は、次の3つの調査から構成される。

- ① 国の建築物の着工状況を把握するための「建築物着工統計調査」
- ② ①の着工建築物のうち、住宅部分を把握するための「住宅着工統計調査」
- ③ ①の着工時の工事費予定額について、実際にかかった費用に補正するための「補正調査」 本調査の利活用は多岐にわたっており、景気の先行指標、民間設備投資の基礎資料、建設 資材の需要予測の指標等に活用されている。

なお、昭和31年3月26日の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会に対 し、本調査の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

(1) 確認を行った事項

基本計画部会では、委員から提示された確認要望事項も踏まえ、資料7のとおり確認すべきポイントを設定した上で、議論も踏まえながら、以下のとおりアからオの5項目に大別して確認を行った。

ア 建築物に関する統計体系と建築着工統計の位置付け	・ 本調査と「建築物滅失統計調査」、「建設工事受注動態統計調査」、「建築物リフォーム・リニューアル調査」など関連統計との 関係
イ 補正調査の 標本設計	・ 標本設計は適切か(抽出方法、抽出率、目標精度、標本の大きさ 等)
ウ 回収データ の精査	・ 回収データの精査方法(計数確認・修正)、遡及訂正、記載要領の内容等
エ オンライン による回答	・ オンラインによる回答率の低い理由と回答率の向上方策
オ 結果の公 表・情報開示 の充実	 補正調査の目的や名称の見直しが必要ではないか データの公表状況(長期時系列、補正調査のウェブサイト上の公表) 統計解説(調査の実施方法、結果数値の定義・作成方法等)の公表状況 補正調査における工事の完了予定期日と実際の完了時期のずれを新たに公表できないか

(2) 確認結果

ア 建築物に関する統計体系と建築着工統計の位置付け

(主な論点)

・ 本調査と「建築物滅失統計調査」、「建設工事受注動態統計調査」、「建築物 リフォーム・リニューアル調査」など関連統計との関係はどうか。

(資料8 p.70~71 参照)

統計が正しく理解され、広く利用されるためには、各統計の概要や違いが利用者に 分かりやすく説明されていることが重要である。

今回の審議により、以下の事実が確認され、それぞれが目的に応じて異なる統計を 作成していることが明らかにされた。

- ・ 本調査は、建築主から都道府県に提出された建築工事届の情報を基に、全国の建築物(住宅を含む。)の着工状況(床面積や工事費予定額等)を建築主別、構造別、用途別等に把握するもの
- ・ 「建築物滅失統計調査」は、除却施工事業者から老朽等によって除却された建築物の数や床面積等を、市町村から火災、風水災、震災等によって失われた建築物の数や 床面積等を構造別、用途別等に把握するもの
- ・ 「建設工事受注動態統計調査」は、建設工事及び建設業の実態を明らかにするため、 建設業許可業者から、土木工事、建築工事等に係る受注高を発注者別、工事種類別等 に把握するもの
- ・ 「建築物リフォーム・リニューアル調査」は、建築物リフォーム・リニューアル工 事の市場規模及び動態を明らかにするため、調査実施年度の前々年度に「建築工事・ 建築設備工事」の施工実績のある建設業許可業者から、リフォーム工事に係る発注者 別、工事種類別の受注高や工事目的別、工事部位別の受注件数等について把握するも の

ただし、これらの違いについては、個別の統計調査の説明を見ても利用者には理解し にくいものであるので、図表などを用いて一覧性をもって調査の違いや関係性を分かり やすく説明したものをウェブサイト等に掲載することが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

・ 本調査と他の建築関連統計調査との違いについてウェブサイト等で、利用者に 分かりやすく説明することが必要である(平成29年度から検討)。

イ 補正調査の標本設計

(主な論点)

・ 標本調査である補正調査の抽出方法、抽出率、目標精度、標本の大きさ等、標本設計は適切か。

(資料8 p.71~72 参照)

統計が、社会経済の実態を可能な限り正しく表すためには、標本設計が適切に行われていることが重要である。

本調査のうち補正調査については、実際の建築投資の額を推計することを目的として 建築物着工統計調査で把握した工事費予定額と実際に要した工事実施額とのかい離を明 らかにするため、当該年中に完成したものを対象に標本調査を行っている。

しかし、補正調査の標本設計は長期間見直しが行われておらず、目標精度も設けられていない。このため、調査結果から調査対象のカバレッジを見ると建築物の構造別及び都道府県別に見て差異が生じている。

これは、建築物の構造別及び都道府県別に抽出率を設定し標本抽出を行っていることに要因があると考えられることから、結果精度の向上のため、工事費予定額の金額階層別に標本を抽出し、全体の着工状況に対する影響を考慮して一定額以上の建築工事は全数調査とすることなど補正調査の標本設計を抜本的に見直す必要がある。

このため、統計委員会の横断的課題検討部会で提案している統計精度向上の取組を活用することも考えられる。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

・ 補正調査の標本設計について、工事費予定額の金額階層別に抽出し、一定額以上の建築工事は全数調査とするなど標本設計を抜本的に見直す必要がある。このため、統計委員会の横断的課題検討部会で提案している統計精度向上の取組を活用することも考えられる。(平成29年度から検討)

ウ 回収データの精査

(主な論点)

・ 回収データの計数確認・修正方法、誤りがあった場合の遡及訂正の状況、記載 要領の内容等はどうか。

(資料8 p.72 参照)

正確な統計を作成するためには、調査票に記載すべき内容が明確にされていることや、 回収データの精査方法が適切であることが重要である。また、誤りが見つかった場合に は、早急に統計を訂正し、それを公表することが利用者の信頼につながる。

本調査では、建築基準法第 15 条第 1 項に基づく建築工事届から本調査の調査票に所定の事項を転記することで調査票が作成されているが、建築工事届における「建築工事費予定額」について明確に定義を説明しているものはないという状況が確認された。このため、国土交通省では、今後、「建築工事費予定額」が正確に記入されるように建築工事届における定義を明確にするとしていることは、評価できる。

また、本調査で回収された調査票データの審査は、現在、以下のとおり行われている。

① 建築主から都道府県知事に出された建築工事届を基に、都道府県で調査票を作成し、 疑義があれば、当該届出を行った建築主に確認し修正する。

- ② 都道府県が調査票を国土交通省に提出する。
- ③ 国土交通省は、組合せエラーや単価異常などをシステムでチェックし、エラー事項は、都道府県経由で届出を行った建築主に確認し修正する。

しかし、公表後、データの誤り等が見つかっているため ¹⁰、国土交通省としては、今後、調査票の審査段階までの誤りの防止対策として、調査票作成に係る留意事項等を記載した提要等の内容を分かりやすく整理して都道府県に配布し周知徹底するほか、毎年度実施している都道府県担当者会議の場で、エラー防止等に係る説明や意見交換を継続することとしているが、調査票の審査の方法を工夫して、集計前に誤りを防止できるよう調査票のデータを精査するための方策を検討する必要がある。

また、結果に誤りがあることが判明した場合には、速やかに遡及訂正することが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

・ 調査票段階における誤りの防止対策を徹底するための方策を検討する必要がある。また、結果に誤りがあった場合は、速やかに遡及訂正することが必要である。(平成29年度中に実施し継続実施)

エ オンラインによる回答

(主な論点)

・ 本調査は都道府県から報告を受けているが、オンラインによる回答率が約2割 程度と低くなっている理由は何か。また、回答率の向上方策はどうか。

(資料8 p.73 参照)

正確かつ効率的な統計の作成や調査の効率化を図るためには、オンラインによる調査票の回答の割合を向上させることが有効である。

本調査における調査票の提出は、報告者である都道府県の状況に応じ、紙によるかオンラインによるかを任意に選択することとしている。オンラインによる回答の状況は、本調査のうち建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査においては、平成25年から27年の間は19.1%と横ばいで推移しているが、補正調査は、平成25年の8.5%から26年は12.8%、27年は29.8%と年々増加しており、オンラインによる回答を増やす余地はある。また。オンラインの答案が低い理由としては、①教道庭園の入力担当者が非常勘際員

また、オンライン回答率が低い理由としては、①都道府県の入力担当者が非常勤職員や再任用職員である場合が多く、調査票情報の電子入力に抵抗感があるとともに、技術能力的にも難しいこと、②業務多忙によりオンライン回答の導入を検討する時間が確保できないことが挙げられるほか、基礎資料である建築工事届が電子媒体ではなく書面で提出されるといった制約はあるものの、調査の効率化や記入ミスの減少のためには、今後もオンラインによる回答を増やしていくことが必要である。

 $^{^{10}}$ 例えば最近の事例としては、平成 28 年 12 月、国土交通省は 4 件(平成 25 年 7 月分、27 年 4 月分、同年 7 月分及び平成 28 年 10 月分)の遡及訂正を公表している。これらの原因は、それぞれ、①着工月から 2 年遅れて集計を行った、② 1 ケタ異なる工事費予定額で集計を行った、③誤った着工月で集計を行った、というものである。

国土交通省は、オンライン回答率の向上を図るために、都道府県に対し普及啓発に努める等、引き続きオンラインによる調査票の回答に移行する方策を推進し、オンライン回答率の向上を図ることが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

・ 調査票のオンライン回答率の向上を図るため、引き続き、オンラインによる回答に移行する方策を推進することが必要である(継続実施)。

オ 結果の公表・情報開示の充実

(主な論点)

- ・ 建設投資に関する動向をより的確に把握する必要性が高まっていることから、 補正調査の目的や名称の見直しが必要ではないか。
- 長期時系列、補正調査結果などをウェブサイト上で公表しているか。
- ・ 現在公表している本調査の実施方法、結果数値の定義・作成方法等の解説など の公表はどのような状況か。特に、「建築工事費予定額」の定義が本調査の利用者 に分かりやすいものになっているか。
- ・ 補正調査で確認している工事の完了予定期日と実際の完了時期のずれを工事の 進捗度合の把握のために新たに公表できないか。

(資料8 p.73~74 参照)

利用者の利便性向上や理解促進に資するためには、公表データが利用者ニーズに即したものになっており、利用者が統計解説を適切に理解して活用できるように公表されることが重要である。

(補正調査の目的・名称の見直し)

建設投資に関する動向をより的確に把握する必要性が高まっていることから、補正調査が建築物着工統計調査の単なる補正というよりも、建設投資に関する実態を把握するという、より大きな意味を持ってきている。これを踏まえ、補正調査の目的については、例えば実績ベースの数字をより的確に捉えるといった点を明確に表現し、また、名称については、建築物着工統計調査の付帯的な印象を与える名称より、本調査によって捉えようとしている事象の内容をより的確に表したものにするよう、見直しを検討することが必要である。

(調査結果の公表状況)

本調査の結果は、e-Statにおいて、平成23年以降の結果が公表されている。また、時系列表については、調査開始時分から公表しているものもあれば、近年に限って公表しているものもある。

国土交通省は、今後、調査結果及び時系列表について、順次過去に遡って公表を拡大

したいとしているほか、建築物の用途分類について、社会情勢や建築需要を踏まえつつ、 利用者ニーズを反映したものとなるよう、報告者の負担等にも配慮しながら見直しの検 討を行うとしている。また、補正調査は、現在は冊子のみでの公表であるが、今後、 ウェブサイト上でも情報提供したいとしていることは評価できる。

補正調査の結果公表においては、工事環境の影響を受ける床面積ベースの工事実施率、工事単価の補正率等についてもGDP統計の更なる精度向上につながる可能性もある重要情報であり広く公表することが必要である。

(統計解説の公表状況)

結果公表の中で、「建築工事費予定額」といった用語の定義が不十分な事項がある。 統計の作成方法に係る情報についても補正調査などについては、必ずしも十分に提供さ れていない。

国土交通省は、利用者の理解促進のために「建築工事費予定額」など統計表で用いる 用語の定義について整理をして、ウェブサイトで公表するとしている。さらに、統計の 作成方法などの解説を充実するとしており、評価できる。

国土交通省は、これらを着実に実行するとともに、利用者の理解が一層深まるよう情報開示の拡充に努めることが必要である。

(補正調査における工事の完了予定期日と完了時期とのずれの公表)

補正調査は、実際の建築投資の額を推計することを目的として建築物着工統計調査で 把握した工事費予定額と実際に要した工事実施額とのかい離を明らかにするために行っ ているものであり、完了時期については、調査していないため、完了予定期日と完了時 期のずれについては把握していない。

しかし、完了時期は調査票の報告月からおおむね把握することができることから、完 了予定期日と完了時期のずれについて一定の情報を得ることができる。当該情報は、建 築工事の進捗率の把握、ひいては景気動向を推測する上で有用と考えられることから、 これを新たに公表することを早急に検討することが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 補正調査の結果が、建設投資に関する実態を把握するという、より大きな意味を持ってきているため、補正調査の目的・名称の見直しを検討することが必要である(平成29年度から検討)。
- ・ 補正調査の結果をウェブサイトで公表する必要がある。その際には、床面積 ベースの工事実施率、工事単価補正率についても広く公表することが必要である (平成29年度から検討)。
- ・ 利用者の理解促進のために、①「建築工事費予定額」などの用語の定義の明確 化、及び②統計作成方法などの解説の充実、が必要である(平成 29 年度から検 討)。
- ・ 補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある(平成29年度から検討)。

Ⅲ 横断的課題に関する審議結果

1 統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題

(1) 検討経緯等

統計の精度向上の取組(以下「本取組」という。)に関しては、「平成26年度統計法施 行状況に関する審議結果報告書」(平成28年3月22日)において

- ① 統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、統計のステーク ホルダーのニーズを広く把握した上で、対象となる統計の統計精度に関する定期的な 検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。
- ② 統計委員会は、①の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。

と提言された。また、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日 閣議決定)では、「総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。」とされた。これらを踏まえて、本取組について統計委員会横断的課題検討部会の下に置かれた「統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ」(以下「WG」という。)において平成28年度に5回のWGを開催して審議し、統計精度に関する計画的な検査(チェック)等の本取組の内容について報告書として取りまとめを行った。

なお、本取組については、内閣府で開催された「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」(座長:伊藤 元重 学習院大学国際社会科学部教授)への報告等を経て「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定)においても「統計精度改善のためのPDCAスキームを平成29年度から本格的に運用する。」とされ、統計委員会の機能発揮・充実強化の一環として取り組むべき課題に位置付けられている。

(2) 統計の精度向上の取組の目的等

本取組の目的は、政府統計の精度向上のために共通して取り組むべき枠組み及び横断的な課題を共有・明確化することにより、統計作成府省の課題解決に向けた継続的かつ自主的な取組を促進することである。また、総務省は、統計作成府省の自主的な取組を支援する観点から、統計精度に関する計画的な検査(チェック)を行い、その内容を取りまとめ、毎年度統計委員会に報告することとする。

なお、総務省で行う検査(チェック)の内容については、統計全体の改善を継続的に進める観点から、前回の検査(チェック)の実績を勘案し適宜見直しを行い統計精度等の向上のさらなるステップアップにつなげるものとする。

(3) 各年度における検査(チェック)の流れ

各年度における検査(チェック)は、法第55条等に基づく法の施行状況の報告及びその審議の一環として行うこととし、具体的な流れについては、以下の① \sim ③のとおりとする。

① 毎年3月までに統計利用者をはじめとする統計のステークホルダーの意見も踏まえ、 次年度の検査(チェック)の対象とすべき統計及び後述するオプション検査を適用す べき統計を示す計画等について、統計委員会から提示する。

- ② 統計委員会の提示を踏まえ、4月から9月頃までの間に総務省において検査 (チェック) を実施する。
- ③ おおむね10月頃を目途に総務省から統計委員会に検査(チェック)結果を報告する。 以降、統計委員会で必要に応じて審議し課題解決に向けた方針(実施期限やフォロー アップの方法【諮問審議の一環として行う、法施行状況審議の一環として行うなど】 を含む。)を報告書として整理する。

(4) 検査 (チェック) の内容

1)検査(チェック)全体の構成

検査(チェック)は、標準検査及びオプション検査で構成する。

2)標準検査

標準検査は、各統計の精度に関する情報の公表状況(いわゆる「見える化」の状況)を、 共通の基準により検査(チェック)するものとする。具体的には、「標本設計」、「調査 方法(データ収集方法)」、「集計・推計方法」、「標本誤差」、「非標本誤差」及び 「他統計との比較・分析」の6項目について、ホームページ等における公表状況を4段階 (4段階の基準は別紙参照)評価する。

ただし、全数調査における「標本設計」及び「標本誤差」の取扱い、有意抽出調査における「標本誤差」の取扱い、「他統計との比較・分析」に関する取扱いなどについては、WGにおける議論、統計利用者をはじめとする統計のステークホルダーとの意見交換等においても統計を必ずしも一律に比較する必要はないとの意見があったことから、特段の必要のある場合には、上記評価結果に、留意事項などを示したコメントを付すなど、評価を見た者が誤解することがないようにする。

また、この検査(チェック)は、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成 22年3月31日 各府省統計主管課長等会議申し合わせ)の品質表示事項と整合を図りつつ実 施することが必要である。

3) オプション検査

オプション検査は、以下のア〜カについて、統計委員会の指摘等を踏まえつつ、総務省が検査(チェック)の必要があると認める統計(以下「検査対象統計」という。)に対し行う検査(チェック)とする。

ア 母集団への適合状況検査

検査対象統計の標本の基本属性区分((例)世帯:世帯主の性・年齢階級別区分等、 事業所:産業分類・規模別区分等)の構成比と母集団情報の構成比を比較し、乖離状況 を時系列で確認する。確認の結果、構成比の目立った乖離がある場合や乖離の幅が急に 大きく変化した場合、構成比が乖離していない場合を仮定して推定を行うなど、結果へ の影響を検証する。

イ 他統計との乖離分析

検査対象統計と同様の水準や動きを示すと考えられる他統計の動きについて両者を比較分析する。水準や動きに目立った乖離が見られる場合、その乖離要因について検証する。

ウ 欠測値検査

検査対象統計の欠測値の発生状況及びその補完方法を確認し、それらが公表値に与える影響を検証する。更に、他の方法(一般的に用いられる補完方法である横置き補完、 伸び率補完、平均値補完、項目間比率補完、ホットデック法、ウエイト調整などの手法) の適用を検討し、可能な場合には、それを用いた場合の効果などを検証する。

エ 各種シミュレーション検査

検査対象統計の調査票情報を用いたリサンプリング実験等により、参考系列作成や ローテーションサンプリング導入時の効果等を検証する。

才 総合検査

統計調査の実施状況について、得られた回答数、回答状況の偏りの有無、集計における補完や事後層化集計の対応状況、督促・代替標本の確保等の措置の状況、オンライン調査の導入状況、重み付き回収率の推計、予算面、調査内容(報告負担)の面、調査対象、報告の期間などから更なる精度向上の余地がないか総合的に検証する。

力 特別検査

統計委員会からの指摘等を踏まえ、必要に応じて検査対象統計及び検査(チェック) 内容を特別に定め検証する。

4)検査に当たっての留意事項

- ア 見える化状況の検査(チェック)では、統計作成府省にインセンティブを与える観点 から、ガイドラインを実践する形でスコアを付すこととするが、スコアの水準は、検査 時点における定められたいくつかの視点からの統計調査の情報公開の度合いを示すもの であって、必ずしも検査対象の統計調査全体の精度の高さ等を示しているものではない ことに留意する。
- イ オプション検査については、高度な知見、専門的な対応が必要になる場合も考えられることから、必要に応じて学識経験者等の研究者の力を借りて対応する。また、検査 (チェック)の実施に当たっては、検査量や検査の難易度を踏まえ必要に応じ中間報告等を活用し十分な時間をかけて対応する。
- ウ 本取組は改善を目的としていることから、検査(チェック)実施後、必要に応じ、実 務上適用可能な改善方法について総務省から提案する。

(5) 平成29年度の統計精度向上の取組

本取組の初年度となる平成29年度においては、以下の対応を行うことが必要である。

- ① 標準検査(見える化状況検査)については、全ての基幹統計調査を対象に実施する。
- ② オプション検査については、「統計改革の基本方針」等を踏まえ、以下のア及びイを実施する。
 - ア 「建築着工統計調査」の「補正調査」について、「標本設計」の検査(チェック)を行い、見直し内容を提案する。
 - イ 事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外れ値に関する原 則的対応について各府省からヒアリング等を行い、実態を整理する。

なお、平成29年度における取組状況を踏まえ、必要に応じて検査(チェック)の内容の 見直しを行う。

(6) 今後の課題について

本取組をさらに発展させる観点から、平成29年度において、以下の点について引き続き WGにおいて検討を行うこととする。

- ① 標準検査の内容については、主として調査統計を念頭に設計されているが、今後、加工統計や業務統計も検討対象とすることを想定して検査(チェック)内容を検討する。
- ② 利便性に着目して「情報の見つけやすさ」、「統計の利用しやすさ」についての検査 (チェック) ができないかについて検討する。
- ※ 平成28年2月23日の横断的課題検討部会における審議及び統計利用者をはじめとする統計のステークホルダーとの意見交換では「見える化状況の検査(チェック)におけるスコアリング水準の「到達度」は高過ぎるのではないか」との指摘があったことを踏まえ、必要に応じ、平成29年度の実績に基づく更なる検討が必要。

見える化状況検査のスコアリング基準

	1. 標本設計				
0	標本設計に係る説明がない。				
1	標本設計の特徴(サンプルサイズ・抽出率、一次抽出単位の数、ローテーションの状況、母集団復元の方法等)が簡潔に説明されている。				
2	標本設計の方法(目標精度、層化の変数と方法、層化と抽出方法、重複是正措置実施 の有無等)が説明されている。				
3	標本設計について、標本抽出が再現できるほど、詳細に説明されている。				

	2. 調査方法(データ収集方法)				
0	データ収集に係る説明がない。				
1	データ収集の特徴(郵送、オンライン、訪問等)が簡潔に説明されている。				
2	データ収集方法の詳細(実施系統・実施の流れ、作業スケジュール等)が説明されている。				
3	非回答、アンダーカバレッジ、回答誤差を減らすために講じられるデータ収集の措置 (調査の代替・補完として用いる行政記録情報、事務処理の基準、秘密保護のための 措置、督促方法等)が説明されている。				

	3. 集計・推計方法					
0	結果(参考系列等を含む。)の集計・推計に係る説明がない。					
1	集計・推計の特徴(速報・確報の違い等)が簡潔に説明されている。					
2	非回答の調整、季節調整情報、実施系統・実施の流れ、作業スケジュールなど、具体 的な集計・推計方法が説明されている。					
3	集計・推計方法について、結果が再現できるほど、詳細に(欠測値や外れ値の処理等)説明されている。					

	4.標本誤差					
0	標本誤差に係る説明がない。					
1	標本誤差が誤差の1つとして説明されている。					
2	代表的な推定値に対して標本誤差(数値)が示されている。その計算方法が説明されている。					
3	(ほぼ)全ての推定値に対して標本誤差(数値)が示されている。その計算方法(モデル等)が説明されている。					

5. 非標本誤差					
0	【次頁別添】に該当する項目の数が0~2項目である。				
1	" 3~5項目である。				
2	" 6~8項目である。				
3	" 9~11項目である。				

6. 他統計との比較・分析					
0	他の類似統計(参考系列や標本分布状況を含む。以下同様。)に係る説明がない。				
1	他の類似統計との差異について説明がなされている。				
2	他の類似統計との比較を示す表や図がある。				
3	他の類似統計との詳細な比較分析が行われ、その結果が公開されている。				

非標本誤差に係る確認事項

- 1 目標母集団と実際に利用している母集団フレーム(母集団名簿等)の差異(カバレッジ 誤差)がある場合、その差異について、言及されている。
- 2 目標母集団及び実際に利用している母集団フレーム(母集団名簿等(事業所母集団DB・行政記録情報等))が説明されている。
- 3 統計作成のために得られた調査単位の回答状況を示す定量的な指標(回答数・非回答数・回収率など)が説明されている。
- 4 非回答を減じるための対応(督促の実施など)が説明されている。
- 5 オンライン調査による提出状況を示す定量的な指標(オンライン回答数・オンライン提出率など)が説明されている。
- 6 欠測値に対する集計上の対応が説明されている。
- 7 データ処理による誤差(入力エラー・アフターコード(格付け)エラー・編集エラーなど)が説明されている。
- 8 データ処理による誤差を減じるための対応 (ベリファイの実施など) が言及されている。
- 9 外れ値における集計上の対応が説明されている。
- 10 調査票のデザイン・内容・言葉遣い、調査方法(郵送か調査員か等)、調査員の質、委託先の質、回答者の経験・知識・態度などによって生じうる誤差(測定誤差)が言及されている。
- 11 非標本誤差の発生要因、その修正方法等に関する研究分析の結果が公開されている。

2 学術・民間データの活用

(1)課題の背景

公共財としての調査票情報を利用した研究成果等は、それ自体が有益な公共財であると考えられるが、データベース化されていないため、国・地方公共団体や研究者など、第三者に有効活用されていない。例えば、ある地域の調査票情報を利用した有益な分析手法を他の地域で適用すれば同様の成果が得られると考えられるが、そのような情報を共有する仕組みがないため、十分に活用されていない。公的統計の公共財としての位置付けから鑑みれば、その調査票情報を活用した研究成果等の情報は幅広く共有されるべきである。

このような背景を踏まえ、研究成果としての学術・民間データを有効に活用するための 方策を検討することになった。

(2) 現状

法第33条第2号の規定に基づく調査票情報の提供に係る現状は以下のとおり。

- ・調査票情報の提供件数は年間300件程度。
- ・調査票情報の提供を受けて行った研究成果について、公表義務がない。
- ・「統計法第 33 条の運用に関するガイドライン」においては、調査票情報の利用者に対し、「必要に応じて資料を添付」することとして研究成果等の報告を求めているが、その報告内容等を具体的に指定していないため、添付資料の内容にも差異があり、「論文」名やURL情報が記載されていないケースがある。

(3) 課題解決に向けた今後の取組の方向性

公共財である調査票情報を利用した研究成果等も、公共財としての統計情報と捉えることができ、その理念に基づくならば、その公表・報告は原則とすべきである。そのため、以下の「今後の方針」を踏まえて、閲覧可能な環境整備に向け迅速に取り組むことが求められる。また、総務省は、閲覧について一覧機能や検索機能などの付与を検討すべきである。

【今後の方針】

統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受けた研究成果は、公共財としての統計情報と捉え、国・地方公共団体等が利用できるようにするため、以下のように取り扱うこととする。

- ○調査票情報の提供を受けた者は、研究成果等の公表・報告を原則とし、以下の事項 を統一報告事項として報告する
- ・研究成果等の公表有無
- ・研究成果等の情報を政府のホームページから閲覧可能にすることの可否
- ・研究成果等を公表した公表形態(著書、論文等)、タイトル名、公表者氏名、公表 年月日、公表元、URL 情報

(研究成果等に掲載したグラフ等の元である集計データの情報を含む)

- ○総務省政策統括官室は、各府省が報告を受けた情報を取りまとめて、以下の手順で ホームページ上に掲載
- ・各府省は、法施行状況報告に合わせて政策統括官室に報告
- ・政策統括官室は、閲覧可能な情報を整理して政策統括官室のホームページ上に掲載
- ・各府省のホームページ及び e-Stat から、上記ホームページにリンクを貼る
- ○上記取組を平成28年度法施行状況報告から実施するべく準備を進める

3 その他

平成 28 年 10 月 11 日の第4回横断的課題検討部会で決定した「横断的課題検討部会において平成 28 年度後半に審議する事項について」に基づき、ビッグデータの活用に向けた取組と多様化するサービス産業の計測の取組について、意見交換等を行った。

(1) ビッグデータの活用に向けた取組

横断的課題検討部会において、行政機関におけるビッグデータの研究や活用の状況について報告を受け、今後の活用に向け情報の共有を図るとされている。このため、先行的に検討が進んでいる内閣府、総務省統計局及び経済産業省から活用状況、活用構想などの説明を受け、情報共有を図った。また、各府省でビッグデータの研究や活用が進展する中で、同一データを複数の府省で活用することが想定され、その際の政府内における調整について統計委員会が行う必要があるとの見解を示した。

(2) 多様化するサービス産業の計測に向けた取組

横断的課題検討部会において、シェアリングエコノミーの出現など複雑・多様化するサービス産業の活動を計測するため統計委員会担当室において調査研究を行うこととしており、その中間報告を受けて意見交換を実施するとされている。調査研究の中間報告では、多様化するサービス産業に対して新たな分類の必要性、サービス産業のアウトプット計測に当たってはサービスの質を踏まえることの必要性などが報告され、意見交換及び情報共有を図った。

【資料編】

(注)報告書は「本編」と「資料編」で構成されていますが、 当冊子は「本編」のみで、「資料編」は省略しています。